



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/9/3

NO.284 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

「困った」ときは、民商へ相談を!

先週、竹内会長と
県連青木事務局長は、
会員さんや会外の方
への訪問活動に取り
組みました。



◆飲食業などを営んでいるお店を訪問し、
「困ったときは相談にのります」などと
声をかけ、民商の話などをしながらパン
フレットや商工新聞を直接本人に渡し受
け取ってもらいました。

◆会員Aさんの仲間Bさんが「悩んでいる。
どうしたらよいだろう」、「それなら民商
へ行ってみよう」と、以前AさんはBさ
んを民商へ連れてきて相談を受けました。
Aさんを訪問し、「Bさんは、いろいろ
悩んでいるみたいだ。私の方からBさん
にいつでも民商へ行ってみなよと話して
おくよ」と、AさんにはBさんへ民商の
資料などを届けてもらうことにしました。

**皆さんのまわりで、税金・経営・
くらしなどで困っている方がお
りましたら、民商を紹介ください。**

来年の申告に向けて、

記帳はしていますか?

最近少し涼しくなっ
てきました。早くも8月
が終わろうとしています。
売り上げや経費の記帳
は進んでいますか?
申告時期にあわてないよ
う、記帳や領収書の整理
をし、経営状況を把握し
ておきましょう。



所得の計算をするには、総収入金額と必
要経費の額を計算しなければなりません。
正確な所得計算をするためには、日頃から
の心がけが大切です。請求書や領収書、レ
シートなどを保存しておきましょう。レシ
ートなどが無い場合は、入金伝票などを
使用し自分で記録しておくようにしまし
ょう。これらは大切な資料となるもので

「税務署に行ってきた。無事終わった」

平成29年分の確定申告で、不動産収入
があったが申告もれだったため、税務署か
ら連絡がきた会員さんがいました。「帳面
などみせてほしい」と税務署から言われ、
驚いた会員さんは民商へすぐ連絡をしまし
た。県連青木事務局長が、この会員さんの
帳面などを確認したところ、きちんと記帳、
計算、資料の整理などがされていました。
後日、本人が直接税務署へ行き、不動産収
入を計上した申告書を提出し終えました。

★帳面の記帳や領収書などの整理
はとても大切です。

★もし税務署から連絡がきたら
すぐ民商へ連絡をお願いします。

9 条改憲 NO! 学習交流集会

—情勢を学び、秋のたたかいへ!

講演 渡辺 治さん 一橋大学名誉教授



「安倍 9 条改憲の危険性と発議阻止におけたたたかい」
—朝鮮半島情勢の激変、参院選を見据えて



とき

9月1日 土

13:30 - 16:15 (予定)

ところ

ときメッセ

国際会議室 (マリホール)

9月の無料法律相談

日時

9月19日(水)

午前10時30分から

会場

村上民商事務所

弁護士

新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。